

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービスの利用定員（当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の通いサービスの利用定員（当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人（<u>登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び第21条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第21条において同じ。）</u>にあつては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="853 1861 1460 2049"><thead><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></tbody></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(3) [略]

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) [略]

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）までの範囲内とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。